

# 時事ネタ WATCH

中高年MSMと暮らし



## 同性パートナーの権利保障を大きく進める2つの判決

この3月、同性パートナーの権利保障を大きく進める裁判の判決が二つ出されました。順に紹介していきます。

### ●札幌高裁が

「同性婚を認めていない民法は憲法二十四条一項に違反！」

本誌でも度々紹介していた「結婚の自由をすべてのひとに」訴訟。二〇一九年に裁判が起こされ、全国五カ所（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の地方裁判所で裁判が続いていましたが、順次、判決が言い渡され（本誌三十五号）、審理は各高等裁判所に移っていました。初めての高裁判決が、三月十四日、札幌高裁で言い渡されました。

札幌高裁は、民法等の婚姻に関する諸規定は、憲法二十四条及び十四条一項に違反すると判断しました。

「性的指向及び同性間の婚姻の自由は、憲法十三条によって、人格権と同様に、重要な法的利益と解される。そして、憲法二十四条は、憲法十三条を受けて定められており、同条一項が同性間の婚姻を文言上は直接的に保障していないとしても、同条二項が定めるとおり、個人の

### ●最高裁が

「同性パートナーも遺族給付金支給の「配偶者」に該当しうる！」

三月二十六日、最高裁判所は、同性パートナーを殺害された男性が、犯罪被害者等給付制度に基づき遺族給付金の支給を求めた裁判で、控訴審判決を破棄し、犯罪被害者としての者であることのみをもって犯給法五条一項一号の「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者）」に該当しないとすることは同条項の趣旨に照らして相当でなく、**法律上同性のパートナーも「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者）」に該当する**と判示する判決を言い渡しました。

この事件は、二十年以上もの間、生活を共にしてきた同性のパートナーを殺害された男性が、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」として、犯罪被害者給付制度の遺族給付金の支給申請をしたこと

### ●最高裁が

「同性パートナーも遺族給付金支給の「配偶者」に該当しうる！」

三月二十六日、最高裁判所は、同性パートナーを殺害された男性が、犯罪被害者等給付制度に基づき遺族給付金の支給を求めた裁判で、控訴審判決を破棄し、犯罪被害者としての者であることのみをもって犯給法五条一項一号の「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者）」に該当しないとすることは同条項の趣旨に照らして相当でなく、**法律上同性のパートナーも「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者）」に該当する**と判示する判決を言い渡しました。

この事件は、二十年以上もの間、生活を共にしてきた同性のパートナーを殺害された男性が、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」として、犯罪被害者給付制度の遺族給付金の支給申請をしたこと



お知らせとお詫び  
前号掲載の「神社で同性パートナーと神前結婚式をしようとしたら…（前編）」の後編は、今号に掲載予定でしたが、前記2つの判決が出ましたので、次号とさせて頂きます。申し訳ありません。

「犯給法五条一項一号が：『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。

以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法五条一項一号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当し得ると解するのが相当である。」

本判決は、同性のパートナーが犯給法五条一項一号の定める「配偶者」である「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当しうることを正面から示した初めての判決です。今後、大きな意義を持つと言えるでしょう。